

地域社会の中でペットと長く幸せに暮らすために

飼い始めたその日から、ペットの命は飼い主にゆだねられます。ペットが地域社会に受け入れられ、健康と安全が守られて生涯をおくることができるかは飼い主の努力にかかっています。



犬の飼い主が守るべきこと ～犬に多いトラブルを防ぐために～



鳴き声が他人の迷惑にならないように注意しましょう

犬が頻繁に吠えると、周囲の人にとっては迷惑になります。吠える理由を見極めて原因から対処することが大切です。しつけの本を読んだり、訓練士などに相談して対処しましょう。高齢による認知障害の夜鳴きの場合は、獣医師に相談しましょう。



ふん尿の始末は必ず行いましょう

排泄を家で済ませてから、散歩に出掛けるようにしましょう。屋外でふんをした場合は、必ず持ち帰りましょう。犬小屋の周囲など、普段、犬がいる場所の排泄物はすぐに片付けましょう。排泄物の放置は不衛生で、誰にとっても不快です。



屋外に犬を連れて行くときは、必ずリードをつけましょう

犬の行動を制御できる人がリードを持ちましょう。普段はおとなしい犬でも、リードを放してしまうと逃げたり、人に咬みつくことがあります。犬による咬傷事故のうち大多数が飼い犬によるものです。危害を加えるおそれが高い犬を外に連れ出す場合には特に注意し、時間帯や場所にも配慮しましょう。



飼い犬には、必ず鑑札・注射済票・迷子札をつけましょう

「狂犬病予防法」により生後90日を経過した犬には、登録と狂犬病予防注射の接種、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票に記載されている番号から登録されている飼い主が分かり、飼い主に連絡することができます。また、連絡先を書いた迷子札を犬の首輪につけておけば、迷子になって保護されたときに、保護した人からの連絡が期待できます。

犬が迷子になった時は「そのうち帰ってくるから大丈夫」と思わず、必ずおおいた動物愛護センター・各市町村担当窓口・警察署に連絡をしてください。交通事故にあって動けなくなっていたり、個人宅に保護されていたり、おおいた動物愛護センターに保護されているかもしれません。



おおいた動物愛護センター

おおいた動物愛護センター

大分市大字廻栖野3231番地47

TEL097-588-1122